

国民健康保険の手続

印かんと保険証をお忘れなく

資格取得は

社会保険の資格が失くなつた時

2水巻町に転入された時

3世帯主の社会保険に入っていた時

が、満18才になつた時

の場合、国民健康保険の資格があ

ります。

資格を失うのは

1社会保険に加入した時

2転出した時

3死亡

手続きのしかた

1社会保険の喪失証明書を会社か

らもつて

その証明書

と印かんを

持つて受付

けまで

2転入の手続

きに来られ

てください

3出生届の手

続きを

てください

九月のくらし



(病院の受付風景)

農地の売買

県知事の許可がいる

1、農業委員会に相談してください。
2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

水巻音頭

町赤ん坊大会

1、該当児

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員会に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。
5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

農地(田・畠)の売買はます地元(各部落におられ)る農業委員に相談してください。

1、田や畠を他の人から買う場合

2、農業委員に相談してください。

3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。

4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。

5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。

6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。

5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。

5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初回免疫の終った人)1回うけ

る。

百日咳、ジフテリア混合◎該当児1、開催日時9月15日午後1時から3時まで受付け

1、場所町民会館

2、農業委員に相談してください。
3、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
4、農地の売買、転用は必ず県知事の許可を受けてからしてく

ださい。

5、農地を転用(宅地など)する場合にも1・2と同様の手続

きをしてください。
6月18日から自衛隊協力のもとで始められた、猪熊町宮住宅の敷地造成工事が7月9日に無事終り

38年12月1日39年5月31日までに生れた乳児は(3回受けたこと)、追加免疫(37年秋又は38年春に初